

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定により大規模小売店舗の新設の届出の添付書類等に関する変更の通知があったので、同条第8項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出事項の概要

(1) 届出者名

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

大河原ファッションモール

柴田郡大河原町広表土地区画整理事業45街区

(3) 変更しようとする事項

騒音予測において、実測による予測からA S Jモデルを使用した予測に変更したこと。

(4) 変更しようとする理由

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく県の意見に対応する為。

2 通知年月日

平成18年10月10日

3 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、大河原地方情報コーナー及び大河原町役場

4 縦覧期間

平成18年10月18日から平成19年2月19日まで（ただし、閉庁日を除く。）